

市町村コード

112291

令和5年度

## 市県民税特別徴収に関するつづり

埼玉県・県内市町村は、給与所得に係る市・県民税を原則として特別徴収として  
います。ご理解、ご協力をお願いいたします。

※特別徴収の全県一斉指定に関する情報（埼玉県のホームページ）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-kyuyo-tokucho.html>

埼玉県

和光市役所

総務部 課税課 住民税担当  
(法人番号 4000020112291)

郵便番号 351-0192

埼玉県和光市広沢1番5号

電話 048(464)1111(代表)

048(424)9102(直通)

FAX 048(464)1545

H P <http://www.city.wako.lg.jp/>

## 目 次

● 市県民税特別徴収義務者指定通知書	1
● 特別徴収事務カレンダー	2
● 特別徴収義務者(事業者)の皆様へ	4
● 特別徴収のしくみ	4
● 特別徴収事務の取扱要領	5
● 申告方法について	5
● 退職所得に対する特別徴収	6
● 取扱金融機関等・指定通知書	7
● 住民税納入サービス・地方税共通納税システム	8
● 納入方法	9
● 納入書の記入について	9
● 納入書の記入の仕方	10
● 市県民税の計算方法について	11
● 令和5年度の市県民税について・退職・転勤など異動が生じた場合について	12
● 給与所得者異動届出書等の記載例	13
● 納期の特例に関する申請書の記載例	19
● 納期の特例の要件を欠いた場合の届出の記載例	20
● 市県民税特別徴収への切替申請書	21
● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	22
● 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書	23
● 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出	24

※特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書、市県民税特別徴収への切替申請書、給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書及び納期の特例に関する様式は和光市公式HP上からダウンロードできます。

和光市公式HP (<http://www.city.wako.lg.jp/>)

特別徴収義務者様

埼玉県和光市長 柴崎光子



## 市県民税特別徴収義務者指定通知書

地方税法第41条及び第321条の4並びに和光市税条例第37条の規定により、貴殿を令和5年度の市県民税特別徴収義務者として指定いたしましたので通知します。

同封しました「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を各納税義務者(従業員)に交付して下さい。ただし、本人が既に在職していない場合は、このつづりに同封しました「異動届出書」を記入し、ご送付くださいますようお願いいたします。

## ◆◆◆特別徴収事務カレンダー◆◆◆

※処理が済んだら☑チェックして下さい。

5月	<input type="checkbox"/> 新年度の特別徴収関係書類一式をお届けします。 既に退職している等、特別徴収できない人が税額通知書に記載されている場合は、 <u>異動届出書をご提出下さい。</u> (異動の連絡があった場合、6月に改めて税額通知書を送付します。) <input type="checkbox"/> 5月10日(水)は令和4年度課税額の4月分の納期限です。(令和4年度特別徴収義務者の事業所のみ)
6月	<input type="checkbox"/> 新年度がスタートします。6月支払分の給与から令和5年度の第1回目の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、 <u>異動届出書・切替申請書をご提出下さい。</u> <input type="checkbox"/> 6月12日(月)は令和4年度課税額の5月分(納期の特例の場合は12月～5月分)の納期限です。(令和4年度特別徴収義務者の事業所のみ)
7月	<input type="checkbox"/> 7月10日(月)は令和5年度課税額の6月分(第1回目)の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第2回目(7月分)の徴収をして下さい。 <u>多くの場合6月分と7月分以降に徴収する課税額は異なりますのでご注意ください。</u> <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
8月	<input type="checkbox"/> 8月10日(木)は7月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第3回目(8月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
9月	<input type="checkbox"/> 9月11日(月)は8月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第4回目(9月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
10月	<input type="checkbox"/> 10月10日(火)は9月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第5回目(10月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
11月	<input type="checkbox"/> 11月10日(金)は10月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第6回目(11月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。

※税額通知書に記載されている非課税の人でも、退職等の異動があった際には異動届出書を提出して下さい。

12月	<input type="checkbox"/> 12月11日(月)は11月分(納期の特例の場合は6月～11月分)の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第7回目(12月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 令和5年中に給与の支払があった場合は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書(個人別明細書)を作成して下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
1月	<input type="checkbox"/> 1月10日(水)は12月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第8回目(1月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 給与支払報告書(個人別明細書)を作成したら、総括表を表紙にして、1月31日(水)までに課税課に提出して下さい。 <input type="checkbox"/> 1月1日以降に退職する人については、未徴収税額(5月分まで)を最後の給料支払の際に一括徴収して下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。 <input type="checkbox"/> 令和5年中に住所の変更があった人は今年度は和光市での課税ですが、来年度(6月以降)は住所変更後の市区町村で課税されます。 給与支払報告書(個人別明細書)作成以降に異動(退職・転職等)がある場合は転出元(和光市)と転出先の2つの市区町村に異動届出書を提出して下さい。 <input type="checkbox"/> 課税課では、提出された給与支払報告書をもとに来年度の課税作業を始めます。その際、記載上の不備・不明点について問い合わせをすることがありますので、ご協力をお願いします。
2月	<input type="checkbox"/> 2月13日(火)は1月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第9回目(2月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
3月	<input type="checkbox"/> 3月11日(月)は2月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第10回目(3月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。
4月	<input type="checkbox"/> 4月10日(水)は3月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第11回目(4月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 就職・退職等の理由により特別徴収する従業員が増減する場合は、異動届出書・切替申請書をご提出下さい。 <input type="checkbox"/> 給与支払報告にかかると異動届出書は4月10日(水)までに提出して下さい。ただし、異動が4月中の場合は4月30日(火)までに提出して下さい。
5月	<input type="checkbox"/> 5月10日(金)は4月分の納期限です。 <input type="checkbox"/> 令和5年度の第12回目(5月分)の徴収をして下さい。 <input type="checkbox"/> 本年度最後の月です。異動届出書は全て提出されているか、納入金額に過不足はないかご確認下さい。 <input type="checkbox"/> 新年度の税額通知が送られてきますが、これは翌月からの分ですので、5月分には関係ありません。金額を間違えないようご注意ください。

☆☆☆1年間ありがとうございました。次年度もよろしくお願いいたします。☆☆☆

# 特別徴収義務者(事業者)の皆さまへ

## 1. 個人番号の利用目的について

市町村から特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務(社会保障など)には使用することはできません。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第3項(前略)法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。

当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

## 2. 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)により、個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号および法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

# 特別徴収のしくみ

## 1. 特別徴収

市県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように給与の支払者(特別徴収義務者)が、給与の支払を受ける人(納税義務者)から毎月給与を支払う際に市県民税を徴収し、納入していただく制度です。

## 2. 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払をする者で、給与所得にかかる所得税の源泉徴収をする義務のある者は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書を、給与の支払を受けている人の1月1日現在の住所所在地の市町村に提出しなければなりません。

なお、年の途中で退職した人や、給与収入が30万円に満たない人に関しても、提出をお願いいたします。

## 3. 特別徴収義務者

所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)は、市町村から特別徴収義務者に指定されます。

※事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

## 4. 特別徴収の対象となる従業員等

従業員等を雇用する事業主(給与支払者)は、毎年4月1日現在において在職する全ての従業員等から、市県民税を特別徴収しなければなりません。

※アルバイト・パート、役員等を含む全ての従業員等から特別徴収しなければなりません。

## 5. 特別徴収の範囲

特別徴収税額は原則として、給与所得に対する税額となりますが、確定申告等により給与所得以外の所得を申告した場合は、通常その所得に対する税額も、給与所得に対する税額に合計しています。

# 特別徴収事務の取扱要領

## 1. 特別徴収税額の通知書

毎年5月31日までに、給与支払者（特別徴収義務者）に対し、「市県民税特別徴収税額決定通知書」を送付します。

この通知書に給与支払者（特別徴収義務者）が毎月、各従業員から徴収し、納入していただく特別徴収税額が記載されています。

## 2. 特別徴収税額決定通知書の納税者への交付

特別徴収義務者への通知書と合わせて、従業員への通知書をお送りしますので、その人数等を確認の上、速やかに各従業員に交付してください。

## 3. 特別徴収税額に変更があった場合

上記の方法により特別徴収税額を通知した後、その税額に変更が生じたときは、「特別徴収税額の変更通知書」により変更後の特別徴収税額を通知しますので、この場合は変更後の通知書に記載されている月割額を徴収し、納入してください。

## 4. 納税者が退職・転勤等をされた場合

退職等により給与の支払を受けなくなった人については、折込の「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

〔記載要領は、12ページ以降の「退職・転勤など異動が生じた場合について」をご参照ください。〕

## 5. 税額の一括徴収

従業員が退職等した場合、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が残りの税額を超える場合には、次のように取り扱ってくださいようお願いします。

- (1) 令和5年6月1日から12月末までに退職した場合は、本人の申し出によって「一括徴収」することができます。
- (2) 令和6年1月1日以降に退職した場合は、本人の申し出に関わらず、必ず「一括徴収」しなければなりません。

# 申告方法について

## 1. 電子申告

地方税ポータルシステム『エルタックス』を利用して、給与支払報告書や異動届出書等をインターネットで提出することができます。

### (1) 提出できる書類

給与支払報告書（総括表・個人別明細書）、特別徴収への切替申請書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

### (2) 特別徴収税額のデータ送信

給与支払報告書を電子申告で提出いただき、税額通知の電子データ送信を希望された場合は、5月の特別徴収税額決定通知書の送付時期に特別徴収税額通知データ（CSV ファイル）を提供しています。

※利用手続きの詳細はエルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## 2. 光ディスク等による給与支払報告書の提出について

和光市では給与支払報告書を書面ではなく、光ディスク等によって提出することができます。※ただし、訂正や追加があった場合には書面での提出をお願いします。

### (1) 承認申請書の提出

和光市に初めて給与支払報告書を光ディスク等により提出することを希望する事業所は「給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請書」を提出してください。令和6年度の提出期限は令和5年11月1日（水）となります。申請書は和光市 HP からダウンロードできます。

### (2) テストデータの提出

承認申請書提出時に、テストデータを提出してください。データに不備がある場合はテストデータの再提出をお願いします。

### (3) 光ディスク等の提出

光ディスク等は、正・副の2枚提出してください。令和6年度の提出期限は令和6年1月31日（水）です。

### (4) 特別徴収税額の通知

特別徴収税額は書面と併せて光ディスク等に記録し、令和6年5月31日（金）までに事業所へ送付します。

# 退職所得に対する特別徴収

退職手当等に対する市県民税については、所得税と同様に、退職手当等の支払いの際に特別徴収していただくことになっています。

## 1. 納税義務者

退職手当等の支払を受ける人で、退職した日の属する年の1月1日現在、和光市に居住している人です。

## 2. 納入方法

退職手当等が支払われる際、所得税と同様に市県民税を徴収し、徴収した日の翌月の10日までに特別徴収の納入書により納入してください。納入書がない場合は住民税担当にご連絡ください。

なお、納入書の作成にあたっては、必ず退職所得分金額欄に納入金額を記載するほか、裏面の納入申告書にも必要事項を記載してください。

## 3. 税額の計算

### (1)退職所得控除額の計算

その年中の退職所得等の収入金額から、下の表で求めた退職所得控除額を控除した残額をもとに計算します。

勤続年数は実際の勤続期間にしたがって計算します。勤続年数の計算において1年未満の端数があるときは、これを切り上げて計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※在職中に障害者となったことにより退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

### (2)退職所得金額の計算

退職所得 = (退職所得等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 ※  
(1,000円未満切捨て)

※勤続年数が5年以下の法人役員等が支払を受ける退職手当等については、平成25年1月1日以降の支払分から、1/2課税が廃止されました。

※勤続年数が5年以下の従業員（法人役員等に該当しない者）が支払を受ける退職手当等は、退職所得控除後の金額のうち300万円を超える部分については、1/2課税が撤廃されます。（令和4年1月1日以後の支払分から適用）

### (3)市民税・県民税額の計算

平成25年1月1日以降の支払分から、10%の税額控除が廃止されました。

#### 【市民税額】

退職所得の金額 × 6% = ①特別徴収すべき市民税額  
(100円未満切捨て)

#### 【県民税額】

退職所得の金額 × 4% = ②特別徴収すべき県民税額  
(100円未満切捨て)

① + ② = 特別徴収すべき税額

### (4)税額計算例

ケース 退職手当等の金額 22,653,000円  
勤続年数 35年(34年5ヶ月)

計算

①退職所得控除額…800万円 + 70万円 × (35年 - 20年) = 18,500,000  
②退職所得の金額…(22,653,000円 - 18,500,000円) × 1/2 = 2,076,500円  
⇒ 2,076,000円  
(1,000円未満切捨て)

③市民税額…2,076,000円 × 6% = 124,560円  
= 124,500円 (100円未満切捨て)

④県民税額…2,076,000円 × 4% = 83,040円  
⇒ 83,000円 (100円未満切捨て)

よって特別徴収すべき税額は、124,500円 + 83,000円 = 207,500円となります。



# 取扱金融機関等

## (1) 和光市指定金融機関

埼玉りそな銀行本・支店  
和光市役所内 埼玉りそな銀行和光支店派出所

## (2) 和光市収納代理金融機関

### ◎取扱金融機関（下記の各本・支店）

三菱UFJ銀行	りそな銀行
<small>（令和6年4月1日以降は納められません）</small>	
武蔵野銀行	きらぼし銀行
東和銀行	東日本銀行
川口信用金庫	朝日信用金庫
西武信用金庫	東京信用金庫
城北信用金庫	巢鴨信用金庫
中央労働金庫	あさか野農業協同組合
郵便局・ゆうちょ銀行	
<small>（納期限内に限る）</small>	

（東京都・埼玉県・  
神奈川県・千葉県・  
群馬県・栃木県・  
茨城県及び山梨県）

### ◎取りまとめ金融機関

埼玉りそな銀行	和光支店	三菱UFJ銀行	下赤塚支店
りそな銀行	東京営業部	武蔵野銀行	和光支店
きらぼし銀行	赤塚支店	東和銀行	朝霞支店
東日本銀行	和光支店	川口信用金庫	和光支店
朝日信用金庫	大泉支店	西武信用金庫	大泉支店
東京信用金庫	成増支店	城北信用金庫	谷原支店
巢鴨信用金庫	成増支店	中央労働金庫	朝霞支店
あさか野農業協同組合	和光支店	郵便局・ゆうちょ銀行	東京貯金 事務センター

（東京都・埼玉県・  
神奈川県・千葉県・  
群馬県・栃木県・  
茨城県及び山梨県）

## (3) 各出張所

※関東各都県及び山梨県以外に所在する郵便局・ゆうちょ銀行を利用する場合には、右の指定通知書に郵便局名・ゆうちょ銀行支店名、年月日を記入のうえ、第一回分を納入する時に提出してください。なお前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

切

取

線

令和 年 月 日

郵便局長様

ゆうちょ銀行 支店長様

埼玉県和光市長 柴崎光子



## 指定通知書

貴局を地方税法 第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

1. 認可又は承認番号
1. 口座番号
1. 加入者名称
1. 取りまとめ局名

東業2第2357番  
00180-1-960111番  
埼玉県和光市会計管理者  
東京貯金事務センター

## 住民税納入サービス

市県民税の特別徴収の納入について口座振替はできませんが、金融機関の窓口に行かなくても納入できる方法をご案内します。特別徴収義務者名義の口座をお持ちの金融機関で、事前に申込を行うことにより、納入期日に口座から市県民税特別徴収税額が引き落とされ、市に納入されるサービス（有料）です。これにより、納入のし忘れがなくなり、事務の負担軽減にもつながりますので、ご利用をお勧めしています。

サービスの有無や名称、手続き方法、手数料などは各金融機関により異なりますので、ご利用を希望される店舗へ直接お問い合わせください。

### ◎取扱金融機関

埼玉りそな銀行  
三菱UFJ銀行  
三井住友銀行

みずほ銀行  
りそな銀行  
ほか

## 地方税共通納税システム

eLTAX（エルタックス）を利用して、全ての地方公共団体に対して電子納税が可能となる仕組みです。インターネットバンキングまたはダイレクト納付といった納付方法により、個人住民税（特別徴収分）などを複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税することができます。eLTAXとは地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

利用方法、利用可能な金融機関など、詳しくはeLTAXホームページもしくはeLTAXヘルプデスクにてご確認ください。

## 納入方法

### 1. 月割額の徴収・納入

「令和5年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に各納税義務者の月毎の月割額を記載していますので、税額をご確認の上、第1回目の月割額は6月に支払う給与から、第2回目以降の月割額は7月から翌年の5月まで毎月支払う給与から順次徴収し、別紙「納入書」に必要事項を記載して、翌月10日までに別記金融機関(7ページに記載)へ納入してください。

納期限(翌月10日)を過ぎても納入しなかった場合には、延滞金を納めなければなりません。

### 2. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者は「納期の特例に関する申請書」を提出し、市長の承認を受けた場合には、6月から11月までの月額割を12月10日までに、12月から5月までの月額割を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

なお、この手続きに必要な申請書は、23ページにあります。和光市公式HPからもダウンロードできます。

### 3. 納期限後の納入

月割額を納入期限後に納入する場合には、納入金額にその納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

※延滞金についての問い合わせ先 収納課・納税管理担当

## 納入書の記入について

収納事務量の膨大に伴い、特別徴収納付事務をコンピュータ(自動読取装置)により処理しておりますので、税額変更や延滞金の納入により記入を必要とする場合には、お手数ではございますが下記数字記入例に従って黒のボールペンで記入のうえ納入してください。

なお、税額変更等がない場合は記入する必要がありませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

### ○起票される方へお願い

- (1)用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。
- (2)黒のボールペンで記入してください。
- (3)数字の記入例に従って書いてください。
- (4)数字が所定のワクからはみ出さないようにしてください。
- (5)金額の頭に¥記号は絶対に記入しないでください。

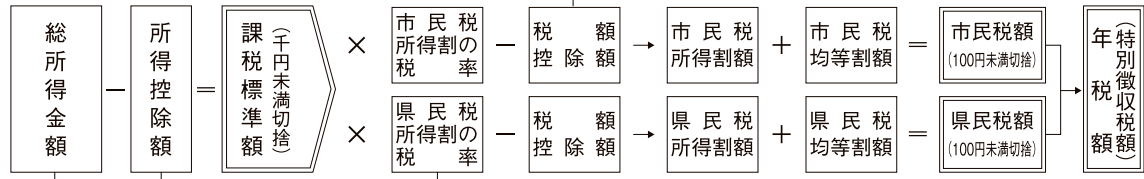
又、手書欄に記入した場合は、合計欄にも必ず金額を記入してください。

### ○数字記入例





# 市県民税の計算方法について



税額控除額は、調整控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除等の合計額

所得割額より控除することができなかった、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除額

※ 控除不足額がある場合は、上記の計算方法とは異なります。

**所得割の税率**

課税の標準額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

**均等割**  
市民税 3,500円  
県民税 1,500円

**配当控除**

種類	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

## 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特別控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79%
330万円を超え 695万円以下	69.58%
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

## 所得控除

雑損控除額	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額	
医療費控除額	医療費の実負担額－(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額 限度額 200万円 ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円 限度額88,000円	
社会保険料控除額	健康保険や厚生年金の掛金等の全額	
小規模企業共済等掛金控除額	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金の全額	
生命保険料控除額	別表1参照	
地震保険料控除額	別表2参照	
障害者控除額	1人につき26万円 特別障害者については、30万円 同居特別障害者については、53万円	
寡婦控除	26万円	
ひとり親控除	30万円	
勤労学生控除	26万円	
配偶者控除 老人は70才以上	別表3参照	
配偶者特別控除額	別表3参照	
扶養控除額	1人につき33万円 ①特定扶養親族(19才以上23才未満)である場合 45万円 ②70才以上の扶養親族 38万円 ③②に該当する父母等で同居している場合 45万円	
基礎控除額	納税者本人の所得金額	2,400万円以下 43万円
		2,400万円超 2,450万円以下 29万円
		2,450万円超 2,500万円以下 15万円

※ 年齢は令和5年1月1日でのものです。

## 生命保険料控除額 (別表1)

新契約	支払金額	控除額
	12,000円以下のとき	全額
12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円	
32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円	
56,000円超のとき	28,000円	
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
	70,000円超のとき	35,000円

## 地震保険料控除額 (別表2)

保料控除	支払金額	控除額
	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
50,000円超のとき	25,000円	
旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超 15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

## 配偶者控除・配偶者特別控除額 (別表3)

納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超 950万円以下			950万円超 1,000万円以下			
	配偶者控除	一般	老人	一般	老人	一般	老人	一般	老人	
配偶者特別控除	所得金額	控除額			控除額			控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	22万円	11万円	11万円	11万円	11万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	22万円	11万円	11万円	11万円	11万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円	11万円	11万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	7万円	7万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	6万円	6万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	

## 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、かつ、特定取得、特別特定取得(特別取得及び特別特別取得を含む。)又は特別特別特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「138,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

## 配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

# 令和5年度の市県民税について

## 1. 納税義務のある人

令和5年1月1日現在において、和光市内に住所のある人で、令和4年中に所得のあった人

## 2. 課税されない人

### (1) 所得割・均等割非課税

次の①、②のいずれかに該当する人

- ① 令和5年1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 令和4年中の合計所得金額が135万円以下で、次に該当する人  
障害者・未成年者・寡婦またはひとり親

### (2) 所得割非課税

令和4年中の総所得金額等の合計額が、次の算式等によって得た金額以下の人  
扶養親族等がない場合 … 45万円

扶養親族等がある場合 …… 35万円 × [本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数] + 42万円

### (3) 均等割非課税

令和4年中の合計所得金額が、次の算式等によって得た金額以下の人

扶養親族等がない場合 … 45万円

扶養親族等がある場合 …… 35万円 × [本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数] + 31万円

## 3. 人的控除の差に基づく負担増の減額措置について(調整控除)

税源移譲に伴う措置として、所得税と市県民税の人的控除の差に基づく負担額を調整するため、市県民税所得割額から次の額を減額する。

なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

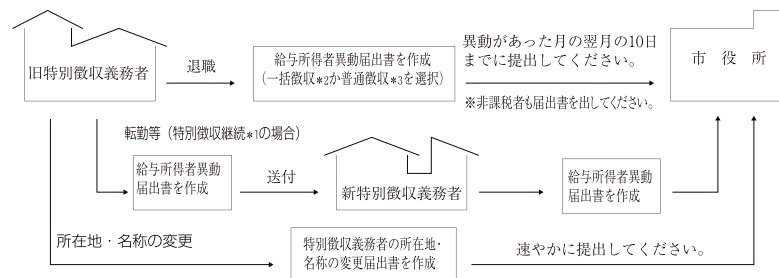
### (1) 合計課税所得金額が200万円以下の人

人的控除の差の合計額、又は合計課税所得金額いずれか小さい額の5%  
(市民税3%、県民税2%)

### (2) 合計課税所得金額が200万円超の人

(人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円))の5%  
(市民税3%、県民税2%)ただし、2,500円未満の場合は、2,500円とする

# 退職・転勤など異動が生じた場合について



- ご注意
1. 給与所得者異動届出書の提出が遅れますと、退職者・転勤者等の税額分が特別徴収義務者の滞納額となったり、市の事務処理が遅れる結果、納税義務者が一度に多額の市県民税を納めることとなりますので、遅滞なくご提出ください。
  2. 退職後の住所(不明の場合は本籍地)がわかりましたら、なるべく詳しくご記入ください。(一括徴収した方は必要ありません。)
  3. 用紙が不足した場合はコピーしてご利用ください。または、和光市公式HP上からダウンロードしてください。  
(<http://www.city.wako.lg.jp/>)

- \* 1 特別徴収継続とは……転勤あるいは退職し、新しい勤務先で引き続き特別徴収をおこなう方法です。異動届出書の上段を前勤務先で記入の上、新勤務先に送付してください。新勤務先では、下段の「転勤・転職による特別徴収届出書」に記載の上、市役所に送付してください。
- \* 2 一括徴収とは……退職等により、残りの税額を退職者から一度に徴収し、会社が納付する方法です。異動届出書に納入月を必ず記載してください。
- \* 3 普通徴収とは……退職等により、残りの税額を退職者本人に市から通知して納付してもらう方法です。(退職者が、会社名の入った納入書を使って納付することはできません。)

# 記載例

令和6年1月以降の異動の場合は、1・2・3のいずれかを一つ選んで○印をつけてください。

異動届出書を市役所へ提出される日を記入してください。

結婚、その他で、姓が変更の場合は記入してください。

異動された納税義務者名を記入してください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

異動された場合、新住所を記入してください。

転勤などにより新しい勤務先で特別徴収を継続する場合、上の欄を記載し、転勤先へ異動届出書を回送してください。転勤先の事業所は下の欄を記載してください。その際フリガナ、電話番号を必ず記載してください。

## 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 年 月 日提出		和光市長 宛	所在地	〒351-0192 和光市 広沢1番5号		年度	1. 現年度 2. 新年度 ③. 両年度							
		フリガナ	ワコウ		特別徴収義務者指定番号	9××××××(7桁)		宛名番号	1					
		氏名又は名称	株式会社わこう		所属	経理課 給与係								
		個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)	7	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	6
		フリガナ	ワコウ イチロウ		異動年月日	令和 6 年 3 月 31 日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法				
		氏一名	和光一郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額)	48,000 円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 育休 5. 死亡 6. 支払少額・不定期 7. 合併・解散 8. その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)				
		生年月日	大正・昭和 平成・令和 2 年 10 月 30 日		徴収済額	40,000 円		8,000 円		徴収予定日				
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6
		1月1日現在の住所	和光市本町1-1-1		未徴収税額(ア-イ)	8,000 円		3 月 31 日		徴収予定額(上記ウ)と同額)				
		異動後の住所	朝霞市本町1-1-1				4 月分(翌月10日納期限)から		徴収し、納入するよう連絡済みです。		左記の一括徴収した税額は、			
		電話番号	(048) 464 - ×××× 番				受給者番号		112291××××××		3 月分(翌月10日納期限)で			

税額通知書でお知らせしました、指定番号、宛名番号を記入してください。

個人番号又は法人番号(マイナンバー)を記入してください。

該当する事由の番号を記入してください。出回される場合は、納税管理人を指定していただく必要がありますので、別途市役所までご連絡ください。

給与から徴収できなかった残りの税額を記入してください。

徴収していただいた月割額の合計額を記入してください。

特別徴収税額通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合(給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)		特別徴収義務者指定番号	5×××××××(7桁) 新規		法人番号	3 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4		新しい勤務先へは、月割額	4,000 円を		
		所在地	〒103-0××× 東京都中央区中央1-1-1		担当者連絡先	所属 給与係		4 月分(翌月10日納期限)から			
		フリガナ	ワコウ トウキョウシテン		氏名	東 太郎		徴収し、納入するよう連絡済みです。			
		氏名又は名称	(株)わこう 東京支店		電話	03-3333-1111 内線(1234)		受給者番号		112291××××××	
				納入書の要否(新規の場合のみ記載)	2		右から番号を記入		1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合(給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)		理由	2 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定日	3 月 31 日		徴収予定額(上記ウ)と同額)	8,000 円		左記の一括徴収した税額は、
										3 月分(翌月10日納期限)で	
										納入します。	

3. 普通徴収の場合(未徴収税額を普通徴収で納める場合に記入してください。)		理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	控え / 返送	
--	--	----	--	--	---------	---------	--

# 記載例〔退職(未徴収税額は一括徴収)の場合〕

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

和光市長 宛 令和 6年 3月 31日提出		〔 特別徴収者 給与支払者 〕	所在地	〒351-0192 和光市 広沢1番5号										年度	1. 現年度 2. 新年度 ③. 両年度				
			フリガナ	ワコウ										特別徴収義務者指定番号		宛名番号			
			氏名又は名称	株式会社わこう										担当 当 者 先	所属	経理課 給与係			
			個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)	7	1	1	2	2	3	3	4	4	5		5	6	6	氏名	和光 花子
		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	048-464-1111 内線(1234)				
給 与 所 得 者	フリガナ	ワコウ イチロウ										異 動 年 月 日	異 動 の 事 由			異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏名	和光 一郎 (旧姓)																	令和 6 年 3 月 31 日
	生年月日	大正・昭和 平成・令和	2	年	10	月	30	日	特別徴収税額(年税額)	6 月分から	4 月分から								
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	3 月分まで	5 月分まで	48,000 円	40,000 円	8,000 円	
	1月1日現在の住所	和光市本町1-1-1																	
	異動後の住所	朝霞市本町1-1-1																	
電話番号	(048) 464 - ×××× 番																		

1. 特別徴収継続の場合 (給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	〒 (新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地											受給者番号		
	フリガナ											納入書の要否(新規の場合のみ記載)		
	氏名又は名称											電話 _____ 内線( ) 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合 (給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理 由	2 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	4 月 20 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	8,000 円	左記の一括徴収した税額は、 4 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
		右から番号を記入				

3. 普通徴収の場合 (未徴収税額を普通徴収で納める場合に記入してください。)

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	控え / 返送
		右から番号を記入	



# 記載例〔退職(未徴収税額は普通徴収)の場合〕

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

和光市長 宛 令和 5年10月31日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者		所在地	〒351-0192 和光市 広沢1番5号		年度	① 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
				フリガナ	ワコウ		特別徴収義務者指定番号		宛名番号		
				氏名又は名称	株式会社わこう		9××××××× (7桁)		1		
				個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)	7	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	所属	経理課 給与係		
								氏名	和光 花子		
								電話	048-464-1111 内線(1234)		
給与所得者	フリガナ	ワコウ イチロウ		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		
	氏名	和光 一郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)					
	生年月日	大正・昭和 平成・令和	2	年 10 月 30 日	6 月分から	11 月分から	令和 5 年 10 月 31 日	1 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 育休 5. 死亡 6. 支払少額・不定期 7. 合併・解散 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6	10 月分まで	5 月分まで	48,000 円	20,000 円				28,000 円	
	1月1日現在の住所	和光市本町1-1-1		朝霞市本町1-1-1							
	異動後の住所										
電話番号	(048) 464 - ×××× 番										
新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	〒		新規	法人番号					新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地			担当者連絡先	所属					受給者番号	
	フリガナ			氏名					納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
	氏名又は名称			電話	内線( )						
理由	3	1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。				
		2. 令和 5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円						
理由	3	1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため						※市町村記入欄 控え / 返送			
		2. 令和 5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため									
		3. 死亡による退職であるため									

# 記載例〔転勤の場合〕

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

和光市長宛 令和6年3月31日提出		特別徴収者 給与支払者	所在地 〒351-0192 和光市 広沢1番5号	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
			特別徴収義務者指定番号 9×××××××(7桁)	宛名番号 1				
			フリガナ ワコウ	所属 経理課 給与係				
			氏名又は名称 株式会社わこう	氏名 和光 花子				
			個人番号(12桁) 又は法人番号(13桁) 7 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	電話 048-464-1111 内線(1234)				
給与所得者	フリガナ	ワコウ イチロウ	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日 令和6年3月31日	異動の事由 2. 退職 3. 転勤・長欠 4. 育休 5. 死亡 6. 支払少額・不定期 7. 合併・解散 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
	氏名	和光 一郎 (旧姓)	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)			
	生年月日	大正・昭和・平成・令和 2年10月30日	6月分から	4月分から				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6	3月分まで	5月分まで				
	1月1日現在の住所	和光市本町1-1-1	48,000円	40,000円	8,000円			
	異動後の住所	朝霞市本町1-1-1						

1. 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者指定番号 5×××××××(7桁)	新規	法人番号 3 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	新しい勤務先へは、月割額 4,000円を
所在地 〒103-0××× 東京都中央区中央1-1-1	担当者連絡先 所属 経理課	氏名 東 太郎	4月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ ワコウ トウキョウシテン	電話 03-3333-1111 内線(1234)	受給者番号 112291××××××	納入書の要否(新規の場合のみ記載) 2. 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合(給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
--	---------------	----------------------	--

3. 普通徴収の場合(未徴収税額を普通徴収で納める場合に記入してください。)

理由 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄 控え / 返送
--	--------------------

# 記載例

## 令和 5 年度市民税・県民税特別徴収への切替申請書

市記入欄

<input type="checkbox"/>	座	有	・	無		
納付書回収	回数	済	(	期分)	・	未回収
税	額	/		電話連絡		

新規の場合下記に○印を付けてください。

令和 5 年 10 月 1 日	和 光 市 長	給与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号 351-0192		特別徴収義務者 指 定 番 号	9××××××(7桁) <b>新規</b>		
			フリガナ	ワ コ ウ		法 人 番 号	7112233445566		
			名 称	株式会社わこう		担当者の 連 絡 先	係	経理課 給与係	
			代表者の 職 氏 名	和 光 太 郎			氏名	フリガナ:ワ コ ウ トシロ	和 光 花 子
						電 話	048-464-1111 内線 番		
給 与 所 得 者	フリガナ	ワ コ ウ イ チ ロウ			納税通知書番号 (普通徴収分)				
	氏 名	和 光 一 郎 (旧姓 )			左記の者について、				
	生 年 月 日	T.H. 45	・	10	・	30	生	異動年月日	令和 5 年 10 月 1 日
	現 住 所	(1月1日現在の住所と異なる場合、記載してください。)			普通徴収の	3	期分	から 4 期分までを、	
1 月 1 日 現 在 の 住 所	朝霞市本町 1 - 1 - 1			当社にて	10	月分	より特徴します。 (11月10日の納期限から納入します)		
申 請 理 由 (理由に○印を 付けてください)	1. 本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため。 ② 入社したため。 3. その他 ( )				和光市で作成した 納入通知書の使用 について	<input checked="" type="radio"/>	使用する		
						<input type="radio"/>	EB、ネットバンク等を利用する。		
注 意 事 項	申請する場合は二重納付防止のため、本人宛に送付された普通徴収の納税通知を 同封又は、破棄してください。					前もって特別徴収税額の 電話連絡が			
	※普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができません。 普通徴収の各納期(納期が休日に該当する場合はその日以後の最初の休日でない日) 1 期… 6 月 30 日 2 期… 8 月 31 日 3 期… 10 月 31 日 4 期… 1 月 31 日					○印を付けてください。			

※必要な分をコピーしてご利用ください。和光市公式HP (http://www.city.wako.lg.jp/) からダウンロードできます。

※納期限を過ぎた分の税額は、本人宛に送付している普通徴収の納付書  
でご本人に収めていただきますようご指導願います。  
担当：和光市役所 課税課 住民税担当 Tel 048-424-9102 Fax 048-464-1545  
Fax で提出の場合は、後日原本を送付してください。

# 記載例

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

令和6年3月31日  和光市長	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	和光市広沢1番5号		
		名称	株式会社 和光		
		代表者の職氏名			
			変更年月日	令和 年 × 月 × 日 ( )	
			特別徴収義務者指定番号	9 × × × × × × ×	
			法人番号	7 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	
			担当者の連絡先	係	経理課 給与係
				氏名	フリガナ フリガナ コウ ハナ コ 和光花子
				電話	048-464-1××× 内線 ××× 番
事項	変更前		変更後		
フリガナ	ワコウシヒロサワ				
所在地(住所)	〒351-0192 和光市広沢1番5号		〒 - 変更なし		
フリガナ	ワコウ		ワコウ		
名称	株式会社わこう		株式会社和光		
電話	048-464-1×××		048-424-9×××		
送(上)付(所)先(場)地(と)含(記)入(記)入(入)く(入)さい。					
変更理由	1. 所在地変更	会社名： _____ (指定番号) と会社名： _____ (指定番号)			
	② 名称変更	が合併し、合併後の指定番号は、新しく必要・引き続き( _____ 番)を使用し、			
	3. 送付先変更	( _____ )月分から納入します。※「給与所得者異動届出書」も併せて提出してください。			
	4. 会社合併				
	5. その他				

ご 注 意 ○あてはまるところに○印を付けてください。  
○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

※納入書について  
住所、名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしておりません。  
訂正前の住所と名称の納入書で、そのままお使いください。

# 記載例

令和 5 年度 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(令和5年5月31日提出)

和光市長	申請者	所在地	〒 351-××××		特別徴収義務者 指 定 番 号	5×××××× (新規)										
		名 称	和光市広沢 × - ×		法 人 番 号	7	1	2	2	3	3	4	4	5	6	6
			和光 ○ ○ ○ ○		担 当 者	氏名	○ ○ ○ ○									
		電 話	048-464-△△△△													
地方税法第321条の5の2第1項及び第328条の5第3項の規定による市民税・県民税の特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたく申請します。																
特例の適用を受けようとする税額					令和 5 年 6 月以後の特別徴収税額(申請書の受理月以後になります)											
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員および各月の支払金額 ※給与の支払者全員について記入してください。 (臨時勤務者分はカッコ内に内書きしてください)					5 年 5 月分	(臨時 1 人) 3 人	(臨時15000円) 2,100,000円	5 年 2 月分	(臨時 1 人) 3 人	(臨時750000円) 2,100,000円						
					5 年 4 月分	(臨時 1 人) 3 人	(臨時15000円) 2,100,000円	5 年 1 月分	(臨時 1 人) 3 人	(臨時750000円) 2,100,000円						
					5 年 3 月分	(臨時 1 人) 3 人	(臨時15000円) 2,100,000円	4 年12 月分	(臨時 5 人) 3 人	(臨時750000円) 2,100,000円						
上記のうち、臨時勤務者を除き、和光市に住所を有する者の氏名					和光花子・和光太郎・和光次郎											
現に、市民税等の滞納があり、または最近において著しい納付の延期の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由の詳細																
申請の日前1ヶ月以内に納期の特例についてその承認の取消通知の有無					有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		取消通知年月日		年 月 日							
※市 処理 欄	処理区分	却下の理由			公 印	起 案	令和 年 月 日				◎納期の特例の承認が継続中の事務所においては再度申請する必要はありません。 ◎給与支給者が常時10名以上となった場合は届けを提出する必要があります。ご連絡ください。					
	承 認  却 下					決 裁	令和 年 月 日									
						施 行	令和 年 月 日									
						課 長	課長補佐	総括主査	係							

# 記載例

市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出

(令和5年10月15日届出)

和光市長	届出者	所在地	〒351-×××× 和光市広沢 × - ×		指定番号	9	×	×	×	×	×	×	
		名称	和光 ○ ○ ○ ○	担当者	氏名	○	○	○	○				
				電話	048-×××-××××								
市民税・県民税の特別徴収税額の納期の特例について以下のとおり届け出ます。													
納期の特例の要件を欠いた理由		① 給与等の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため ② その他 ( )											
納期の特例の要件を欠いた年月日		令和5年10月 1日 (令和5年度 6・①2月分から各月納入) ※○をしてください											
和光市に住所を有する者の氏名		和光 太郎・和光 花子											
※市処理欄					起案	令和	年	月	日				
					決裁	令和	年	月	日				
					課長	課長補佐	統括主査	係					

# 令和 年度市民税・県民税特別徴収への切替申請書

市記入欄

口	座	有	・	無
納付書回収	回収済 ( 期分) ・未回収			
税 額	/ 電話連絡			

新規の場合下記に○印を付けてください。

令和 年 月 日  和 光 市 長	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規					
		フリガナ		法 人 番 号						
		名 称		担当者の 連 絡 先	係					
		代表者の 職 氏 名			氏名	フリガナ				
				電 話	内線 番					
給 与 所 得 者	フリガナ				納税通知書番号 (普通徴収分)					
	氏 名	(旧姓)			左記の者について、					
	生年月日	T・S H・R	生	異動年月日	令和 年 月 日	普通徴収の <input type="text"/> 期分から4期分までを、				
	現 住 所	(1月1日現在の住所と異なる場合、記載してください。)				当社にて <input type="text"/> 月分より特徴します。 ( 月 日の納期限から納入します)				
	1月1日現在の住所									
申 請 理 由 〔理由に○印を〕 付けてください	1. 本人(給与所得者)から特別徴収にする希望があったため。 2. 入社したため。 3. その他 ( )				和光市で作成した 納入通知書の使用 について	要	使用する			
						不要	EB、ネットバンク等を利用する。			
注 意 事 項	申請する場合は二重納付防止のため、本人宛に送付された普通徴収の納税通知を同封又は、破棄してください。 ※普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができません。 普通徴収の各納期(納期が休日に該当する場合はその日以後の最初の休日でない日) 1期…6月30日 2期…8月31日 3期…10月31日 4期…1月31日					前もって特別徴収税額の 電話連絡が 必要 ・ 不要 ( 月 日ごろまで) ○印を付けてください。				

※納期限を過ぎた分の税額は、本人宛に送付している普通徴収の納付書でご本人に収めていただきますようご指導願います。

〔提出先〕 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所 総務部 課税課 住民税担当

※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

※必要なる分をコピーしてご利用ください。和光市公式HP (http://www.city.wako.lg.jp/) からダウンロードできます。

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日  和光市長	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地		変更年月日	令和 年 月 日 ( )
		名 称		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		代表者の 職 氏 名		法 人 番 号	
				担 当 者 の 連 絡 先	係 氏名 フリガナ 電話 内 線 番

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地 (住 所)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名 称		
電 話		
送 付 先 (上記の所在地 と異なる場合は 記入してください。)		
変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 会社合併 5. その他	
	会社名： _____ (指定番号 _____) と会社名： _____ (指定番号 _____) が合併し、合併後の指定番号は、新しく必要・引き続き ( _____ 番) を使用し、 ( _____ ) 月分から納入します。※「給与所得者異動届出書」も併せて提出してください。	

ご 注 意 ○あてはまる場所に○印を付けてください。

○所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

※納入書について

住所、名称等の変更後に訂正した納入書は  
お送りしておりません。  
訂正前の住所と名称の納入書で、そのまま  
お使いください。

〔提出先〕 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所 総務部 課税課 住民税担当



令和 年度 市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(令和 年 月 日提出)

和光市長	申請者	所在地	〒		特別徴収義務者 指 定 番 号	新規					
		名 称			法 人 番 号						
			担 当 者	氏名			電 話				
地方税法第321条の5の2第1項及び第328条の5第3項の規定による市県民税・県民税の特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたく申請します。											
特例の適用を受けようとする税額			令和 年 月以後の特別徴収税額								
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員および各月の支払金額 ※給与の支払者全員について記入してください。 (臨時勤務者分はカッコ内に内書きしてください)			年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円	年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円	年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円
			年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円	年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円	年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円
			年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円	年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円	年 月分	(臨時 人) 人	(臨時 円) 円
上記のうち、臨時勤務者を除き、和光市に住所を有する者の氏名											
現に、市民税等の滞納があり、または最近において著しい納付の延期の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものであるときはその理由の詳細											
申請の日前1ヶ月以内に納期の特例についてその承認の取消通知の有無			有 ・ 無		取消通知年月日	年 月 日					
※ 市 処 理 欄	処理区分	却下の理由	公 印	起 案	令和 年 月 日	◎納期の特例の承認が継続中の事務所においては再度申請する必要はありません。 ◎給与支給者が常時10名以上となった場合は届けを提出する必要があります。ご連絡ください。					
	承 認  却 下			決 裁	令和 年 月 日						
				施 行	令和 年 月 日						
				課 長	課長補佐 総括主査 係						

〔提出先〕 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所 総務部 課税課 住民税担当

市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出

(令和 年 月 日届出)

和光市長	届出者	所在地	指定番号													
			法人番号													
	名称		担当者	氏名												
				電話												
市民税・県民税の特別徴収税額の納期の特例について以下のとおり届け出ます。																
納期の特例の要件を欠いた理由		1 給与等の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2 その他 ( )														
納期の特例の要件を欠いた年月日		令和 年 月 日 (令和 年度 6・12月分から各月納入) ※○をしてください														
和光市に住所を有する者の氏名																
※市処理欄												起案	令和	年	月	日
												決裁	令和	年	月	日
												課長	課長補佐	統括主査	係	

〔提出先〕 〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所 総務部 課税課 住民税担当

**エルタックス (地方税電子申告・電子納税) のお知らせ**

**総括表・給与支払報告書・異動届出書は電子申告を、  
申告手続きに関連した納付手続きは電子納税（地方税共通納税システム）  
をご利用になれます。**

ヘルプデスク（受付時間 9:00～17:00/土日祝・年末年始を除く）

TEL 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合 TEL 03-5521-0019

**利用手続きの詳細は、エルタックスホームページへ <https://www.eltax.lta.go.jp/>**

※エルタックスで申告の際には、特別徴収義務者指定番号をご記入ください。